

高度ナノテク人材育成事業実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、高度ナノテク人材育成事業（以下「育成事業」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、県内企業の技術者等に、富山県ものづくり研究開発センターの設備を活用したナノテクに関する技術研修を行い、企業における高度ナノテクに関する人材育成を図ることを目的とする。

(対象)

第3条 この事業で研修生として受け入れる対象者は、次の要件をいずれも満たすものとする。

(1) 主に富山県ものづくり研究開発センターの設備を活用したナノテクに関する技術研修の受講を希望する者

(2) 県内に事業所を有する中小企業（中小企業基本法第2条第1項にいう中小企業者とする。）、及び中堅企業等の技術者

(準用規定)

第4条 この要領は、富山県工業技術センター研修生規程（以下「研修生規程」という。）に準ずるものとする。ただし、別表に掲げるものについては、その内容のとおり読み替えるものとする。

附則

この要領は、平成24年5月21日から施行する。

(別表)

条項等	読み替え前（研修生規程）	読み替え後
全文	研修生	高度ナノテク人材育成事業に係る研修生
第5条	研修期間は、原則として1週間以上6か月未満とする。	研修期間は、原則として6か月以内とし、受入れを許可された日の属する県の会計年度を超えない期間とする。
第6条	研修に要する費用は、すべて申請者側の負担とし、契約で定める研修料を前納しなければならない。	研修に要する費用は、その2分の1の範囲内の額について県が負担し、その余については、申請者側が負担するものとし、申請者はその負担額を前納しなければならない。